

千葉県報

号外
令和5年3月31日

主要目次

○	教育委員会規則	一
○	博物館の登録等に関する規則	三
○	千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	四
○	千葉県公立学校教員修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則	四
○	千葉県奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則	四
○	千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則	四
○	県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則	六
○	教育職員免許法及び教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則	六
○	学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	七
○	千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	八
○	千葉県教育委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則	八
○	学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則	八
○	千葉県教育委員会が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則を廃止する規則	九
○	教育委員会訓令	九
○	千葉県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令	九
○	県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令	一〇
○	さわやかちば県民プラザ等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	一〇
○	被服等貸与規程の一部を改正する訓令	一一

教育委員会規則

博物館の登録等に関する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県教育委員会規則第二号

博物館の登録等に関する規則

博物館の登録に関する規則（昭和三十二年千葉県教育委員会規則第二号）の全部を改正

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

する。

（趣旨）

第一条 この規則は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）及び博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号。以下「省令」という。）に基づき、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録申請書）

第二条 法第十二条第一項に規定する登録申請書は、別記第一号様式とする。

（博物館の体制に関する基準）

第三条 法第十三条第一項第三号に規定する都道府県の教育委員会の定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第四号及び第五条第一号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。

二 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。

三 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

五 単独で又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十二号に規定する学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

七 法第七条に規定する研修その他の他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

（博物館の職員に関する基準）

第四条 法第十三条第一項第四号に規定する都道府県の教育委員会の定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 前条第一号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

二 学芸員が置かれていること。

三 前条第一号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていると。

(博物館の施設及び設備に関する基準)

第五条 法第十三条第一項第五号に規定する都道府県の教育委員会の定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- 二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- 三 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- 四 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(博物館登録原簿)

第六条 法第十四条第一項に規定する博物館登録原簿は、別記第二号様式とする。

(公表)

第七条 法第十四条第二項、第十五条第二項、第十九条第三項、第二十条第二項及び第三十一条第三項の規定による公表は、インターネットの利用及び千葉県報への掲載により行うものとする。

(変更の届出)

第八条 法第十五条第一項の規定による登録事項の変更の届出は、別記第三号様式によるものとする。

(廃止の届出)

第九条 法第二十条第一項の規定による博物館の廃止の届出は、別記第四号様式によるものとする。

(指定の基準)

第十条 第三条から第五条までの規定は、省令第二十四条第一項第二号から第四号までに規定する都道府県の教育委員会の定める基準について準用する。この場合において、これらの規定中「博物館資料」とあるのは「資料」と、第三条第一号中「博物館を」とあるのは「法第三十一条第二項に規定する指定施設(次条及び第五条において「指定施設」という。)を」と、第四条第一号中「博物館」とあるのは「指定施設」と、同条第二号中「学芸員」とあるのは「学芸員に相当する職員」と、同条第三号並びに第五条第三号及び第四号中「博物館」とあるのは「指定施設」と読み替えるものとする。

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の博物館の登録に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別 記

第一号様式(第二条)

博 物 館 登 録 申 請 書

年 月 日

千葉県教育委員会

様

申請者

次の博物館について登録を受けたいので、博物館法第12条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 設置者の名称及び住所
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地

第二号様式（第六条）

博物館登録原簿

事項	登録年月日		登録年月日	登録年月日
	年月日	記号番号		
設置者の名称及び住所				
博物館の名称				
博物館の所在地				
備考				

第三号様式（第八条）

博物館登録事項変更届

年 月 日

千葉県教育委員会 様

申請者

博物館登録事項について、次のように変更するので、博物館法第15条第1項の規定により届け出ます。

- 1 変更事項
- 2 変更年月日
- 3 変更の理由

第四号様式（第九条）

博物館廃止届

年 月 日

千葉県教育委員会 様

申請者

次のとおり博物館を廃止したので、博物館法第20条第1項の規定により届け出ます。

- 1 設置者の名称及び住所
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録記号番号
- 5 廃止の理由

千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会規則第三号

千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

千葉県教育委員会行政組織規則（昭和三十五年千葉県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十三号中「登録、変更登録、登録の取消し及び登録の抹消並びに博物館に相当する施設の指定」を「登録等」に改め、同項第二十五号中「千葉県個人情報保護条例（平成五年千葉県条例第一号）」を「個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に、「利用停止等」を「利用停止」に改める。

第十七条第二項の表企画管理部の項中「委員会室」の下に、「危機管理班」を加え、「教育立県推進室」を「政策室」に改め、同表教育振興部の項中「県立学校人事室」を「管理室、働き方改革推進班、県立学校人事室」に、「管理室」を「任用班」に改め、「危機管理班」を削り、同条第三項の表教職員課の項県立学校人事室の目中「企画調整班、」及び「任用班」を削り、同項小中学校人事室の目を削る。

第十九条教育総務課の部中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 危機管理に係る総合調整に関すること。
 第十九条教育政策課の部中第十四号を第十五号とし、第四号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 地方教育行政法第二十六条第一項の規定による教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る総合調整に関すること。

第十九条財務課の部中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 千葉県立学校チャレンジ応援基金に関すること。

第二十条学習指導課の部第七号中「こと」の下に「(特別支援教育課及び保健体育課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同部中第二十四号を削り、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 県立学校における教育の情報化に関する推進計画の策定並びに教育用情報機器等の管理及び運用(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)に関すること。

第二十条保健体育課の部中第十三号を削り、第十四号を第十三号とする。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県公立学校教員修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会規則第四号

千葉県公立学校教員修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県公立学校教員修学資金貸付条例施行規則(昭和三十九年千葉県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中
 「記入部」を「記入部」に改める。

別記第四号様式から第十四号様式まで及び第十六号様式から第十九号様式までの規定並びに第二十一号様式中「㊦」を削る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会規則第五号

千葉県奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県奨学資金貸付条例施行規則(昭和四十年千葉県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条中「推薦書」を「奨学生推薦書」に改める。

第十八条中「死亡届」を「奨学生(借受人)死亡届」に改める。

別記第一号様式中「㊦」を「㊦」に改める。

別記第二号様式中「㊦」を「㊦」に改め、「㊦」を削る。

別記第五号様式中「㊦」を「㊦」に改め、「㊦」を削る。

別記第六号様式及び第六号様式の二中「㊦」を削る。

別記第七号様式から第十二号様式までの規定、第十四号様式及び第十八号様式中「㊦」を削る。

別記第十九号様式中「㊦」を「㊦」に改め、「㊦」を削る。

別記第二十号様式から第二十二号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第二十三号様式中「㊦」を「㊦」に改める。

別記第二十四号様式中「㊦」を「㊦」に改め、「㊦」を削る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会規則第六号

千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例施行規則(昭和五十年千葉県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表中「辞退届」を「修学奨励資金辞退届」に改める。

第十八条第一項中「修学生死亡届」を「修学生(借受人)死亡届」に改め、同条第二項中「借受人死亡届(別記第十七号様式)」を「修学生(借受人)死亡届」に改める。

別記第一号様式中「㊦」を「㊦」に改める。

別記第二号様式中

㊦	㊦
㊦	㊦

を

学 校 名 高校

別記第三号様式中「職印」を記す。

別記第五号様式中「第九条」を「第九条第一項」に改め、「㊦」を削り、

貸付けを受けた金額 円

を

貸付けを受けた金額 円

に改め。

別記第六号様式中「第九条」を「第九条第一項」に改め、「㊦」を削り、

貸付けを受けた期間

を「貸付けを受けた期間」に改め。

学校長認印

別記第七号様式中「第九条」を「第九条第一項」に改め、「㊦」を削り、

貸付決定年月日 年 月 日

を

貸付決定年月日 年 月 日

に改め。

別記第八号様式中「第九条」を「第九条第一項」に改め、「㊦」を削り、

貸付けを受けた期間

を「貸付けを受けた期間」に改め。

学校長認印

別記第九号様式中「第九条・」を「第九条第一項及び」に改め、「㊦」を削り、

貸付決定年月日 年 月 日

を

貸付決定年月日 年 月 日

に改め。

別記第十号様式中「㊦」を削り、

貸付決定年月日 年 月 日

を

学校長認印

貸付決定年月日 年 月 日

に改め。

別記第十一号様式中「第十条」を「第十条第一項」に改め。

別記第十二号様式(表)中

「私どもは、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しないときは、その債務を負担することを保証します。」

を

学校長認印

連帯保証人
連帯保証人

㊦
㊦

「私どもは、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しないときは、その債務を負担することを保証します。」

に改め

連帯保証人
連帯保証人

㊦
㊦

別記第十三号様式中「㊦」を削り、

貸付けを受けた期間 年 月 日 ~ 年 月 日

を

貸付けを受けた期間 年 月 日 ~ 年 月 日

に改め。

を

別記第十四号様式から第十六号様式までの規定中「㊦」を削り、
別記第十七号様式中「第十八条第一項・第二項」を「第十八条」に改め、

「㊦」を削り、

貸付決定年月日 年 月 日

を

貸付決定年月日 年 月 日

に改め。

別記第十八号様式中「㊦」を削り、

別記第十九号様式中

貸付決定年月日 年 月 日

を

学校長認印

貸付決定年月日 年 月 日

に改め。

別記第二十号様式中「㊦」を削り、

貸付決定年月日 年 月 日

を

学校長認印

「**教育職員免許法**」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会規則第七号

県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「校長は、」の下に「職員（事務職員を除く。次項において同じ。）の」を加える。

一 県立高等学校管理規則（昭和五十四年千葉県教育委員会規則第一号）第六十四条第一項

二 県立特別支援学校管理規則（昭和五十四年千葉県教育委員会規則第二号）第六十一条第一項

三 県立中学校管理規則（平成十九年千葉県教育委員会規則第十六号）第五十四条第一項

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

教育職員免許法及び教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会規則第八号

教育職員免許法及び教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行細則（平成元年千葉県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「あつて」を「あつて」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）第二条の規定による改正前の免許法第九条第一項、第四項及び第五項並びに第九条の二第四項及び第五項の規定による有効期間が満了し、又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第五項の規定により失効した普通免許状（県教育委員会が授与したものに限り、以下「失効普通免許状」という。）と同一の種類の普通免許状の授与（以下

「再授与」という。）を受けようとする場合には、当該失効普通免許状の授与を受けていたことを証する書類を県教育委員会に提出することにより、前項第三号から第六号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、再授与を受けた普通免許状に新教育領域の追加の定め（当該再授与に係る失効普通免許状に受けていた新教育領域の追加の定めと同一のものに限る。）を受けようとする場合には、前条第一項第四号に掲げる書類の添付を省略することができる。

第三条第二項第九号ニ及びホ中「あつて」を「あつて」に改める。

別記第一号様式中「第ニ条及び第ニ条の二」を

「第ニ条第一項及び第三項並びに第ニ条の二第一項」に改め、「㊦」を削り、

氏	名	（戸籍記載の文字を使用すること。）
---	---	-------------------

氏	名	（戸籍記載の文字を使用すること。）
旧姓又は通称名	旧姓	通称名

め、同様式の注1を次のように改める。

1 旧姓又は通称名の併記を希望する場合は、戸籍謄本、戸籍抄本又は旧姓若しくは通称名が併記された住民票の写しを添付すること。

別記第二号様式中「第ニ条」を「第ニ条第一項」に改める。

別記第三号様式中「第ニ条」を「第ニ条第一項」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第四号様式中「㊦」を削り、

氏	名	（戸籍記載の文字を使用すること。）
---	---	-------------------

氏	名	（戸籍記載の文字を使用すること。）
旧姓又は通称名	旧姓	通称名

め、同様式の注1を次のように改める。

1 旧姓又は通称名の併記を希望する場合は、戸籍謄本、戸籍抄本又は旧姓若しくは通称名が併記された住民票の写しを添付すること。

別記第五号様式及び第六号様式中「氏」を「通称名」に改める。

別記第六号様式の二及び第六号様式の三中「氏名」を(旧姓)に改める。
 (通称名)」
 別記第七号様式中「㊟」を削り、

「本籍地 (都道府県名のみ) (都道府県名のみ)」を

旧姓又は通称名 <small>(併記を希望する場合のみ)</small>	旧姓通称名	旧姓通称名
本籍地	(都道府県名のみ)	

め、同様式の注を次のように改める。
 注 旧姓又は通称名の併記を希望する場合は、戸籍謄本、戸籍抄本又は旧姓若しくは通称名が併記された住民票の写しを添付すること。
 別記第八号様式中「㊟」を削り、

「年 月 日生」を

(旧姓) (通称名)	年 月 日生
---------------	--------

め、同様式の注2を次のように改める。
 2 教育職員免許状に旧姓又は通称名が併記されていない場合は、(旧姓)欄又は(通称名)欄は空欄とすること。
 別記第九号様式中「㊟」を削り、
 別記第十一号様式中「㊟」及び「㊟」を削り、

教授担任教諭等氏名	担任教科名	担任期間	備考

を

教授担任教諭等氏名	旧姓・通称名	担任教科名	担任期間	備考

に改

め、同様式の注を次のように改める。

注 教授担任教諭等が許可証に旧姓又は通称名の併記を希望する場合は、戸籍謄本、戸籍抄本又は旧姓若しくは通称名が併記された住民票の写し若しくは教育職員免許状の写しを添付すること。

「住所

別記第十四号様式中「住所 氏名」を(旧姓)に改め、「㊟」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 旧姓又は通称名の併記を希望する場合は、戸籍謄本、戸籍抄本又は旧姓若しくは通称名が併記された住民票の写しを添付すること。
 別記第十五号様式中「㊟」を削り、同様式の注を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 この規則の施行の際現に授与されている改正前の教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則(以下「旧規則」という。)第六条の規定による特別免許状又は旧規則第九条の規定による臨時免許状は、それぞれ改正後の教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則第六条の規定による特別免許状又は同規則第九条の規定による臨時免許状とみなす。

3 この規則の施行前に、旧規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会規則第九号

学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間等に関する規則(平成七年千葉県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。
第二条第三項、第五項及び第六項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年千葉県条例第二十七号)附則第二十九項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、改正後の学校職員の勤務時間等に関する規則第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項並びに同条第五項及び第六項の規定を適用する。

千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会規則第十号

千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成十三年千葉県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則」を「千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設を定める規則」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県教育委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会規則第十一号

千葉県教育委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則

千葉県教育委員会行政文書管理規則(平成十三年千葉県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号ロ中「千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則」を「千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設を定める規則」に、「。以下「施設及び電磁的記録を定める規則」という。」第二条に「を」に「に」改め、同号ハを削る。

第十二条第四項第二号中「千葉県個人情報保護条例(平成五年千葉県条例第一号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」に、「利用停止等請求」を「利用停止請求」に、「同条例第二十二條第一項、第三十四條第一項又は第四十三條第一項」を「同法第七十八條第一項第四号、第九十四條第一項又は第二百二條第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に千葉県教育委員会行政文書管理規則(以下「規則」という。)第二条第七号に規定する職員(以下「職員」という。)が職務上作成した同号に規定する電磁的記録であつて、職員が組織的に用いるものとして同条第一号に規定する本庁、同条第二号に規定する所及び同条第四号に規定する学校が保有しているもの(改正前の規則第二条第七号ハに掲げるものに限る。)は、改正後の規則第二条第七号に規定する行政文書には含まないものとする。

3 施行日前に個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年千葉県条例第三十七号)附則第二項の規定による廃止前の千葉県個人情報保護条例(平成五年千葉県条例第一号)に基づく開示請求、訂正請求又は利用停止等請求があつた改正前の規則第二条第七号に規定する行政文書を含む規則第十一条の二第一項に規定する簿冊等については、改正後の規則第十二条第四項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会規則第十二号

学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則

学校運営協議会の設置及び運営に関する規則(平成二十四年千葉県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表中第二十二号を第四十一号とし、第十九号から第二十一号までを十九号ずつ繰り下げ、第十八号を第三十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十七 千葉県立八日市場特別支援学校

別表中第十七号を第三十五号とし、第十六号を第三十三号とし、同号の次に次の一号を

加える。

三十四 千葉県立千葉盲学校

別表中第十五号を第三十号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十一 千葉県立矢切特別支援学校

三十二 千葉県立柏特別支援学校

別表中第十四号を第二十九号とし、第十三号を第二十五号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十六 千葉県立仁戸名特別支援学校

二十七 千葉県立袖ヶ浦特別支援学校

二十八 千葉県立習志野特別支援学校

別表中第十二号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四 千葉県立千葉聾学校

別表中第十一号を第二十二号とし、第十号を第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一 千葉県立安房拓心高等学校

別表中第九号を第十九号とし、第八号を第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

十七 千葉県立成東高等学校

十八 千葉県立東金高等学校

別表中第七号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 千葉県立旭農業高等学校

別表中第六号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 千葉県立小見川高等学校

別表中第五号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 千葉県立白井高等学校

別表中第四号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 千葉県立松戸国際高等学校

別表中第三号を第七号とし、第二号を第六号とし、第一号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 千葉県立泉高等学校

別表に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 千葉県立千葉女子高等学校

二 千葉県立千葉商業高等学校

三 千葉県立千葉工業高等学校

別表に次の二号を加える。

四十二 千葉県立夷隅特別支援学校

四十三 千葉県立安房特別支援学校

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県教育委員会が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 冨塚 昌子

千葉県教育委員会規則第十三号

千葉県教育委員会が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則を廃止する規則

千葉県教育委員会が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則（平成五年千葉県教育委員会規則第十三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

千葉県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 冨塚 昌子

千葉県教育委員会訓令第一号

本 庁
教育事務所
教育機関

千葉県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

千葉県教育委員会処務規程（昭和三十五年千葉県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の二第二号中「一億円」を「五億円」に改める。

別表第一 一 財務会計に関する事務の表支出負担行為の項賃金の目を削り、同項需用費の目中「五十万円」を「三百万円」に改め、同項負担金、補助及び交付金の目その他の

節中 「千円以上」を 「三千万円未満」に改め、同表の備考第一号中「賃金」

を削り、同表の備考第四号中「報酬、」を「報酬及び」に改め、「及び賃金」を削り、別表第一 三 その他の事務の表各課共通の項課長専決事項の欄第十八号中「利用停止等」を「利用停止」に改め、同表教育総務課の項部長専決事項の欄中第八号を第九号とし、第一号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同欄に第一号として次の一号を加える。
一 危機管理に係る総合調整に関すること。

別表第一 三 その他の事務の表保健体育課の項部長専決事項の欄第二号を削る。
別表第二第二十四号、別表第三第十五号及び別表第四第十二号中「利用停止等」を「利用停止」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会訓令第二号

県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

県立学校職員服務規程(昭和三十九年千葉県教育委員会訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「出勤し、直ちに自ら出勤簿にその旨を記載しなければ」を「出勤しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 職員(事務職員(県立高等学校管理規則第四十五条に規定する事務職員、県立特別支援学校管理規則第四十二条に規定する事務職員及び県立中学校管理規則第三十七条に規定する事務職員をいう。以下同じ。))を除く。は、出勤したときは、直ちに自ら出勤簿にその旨を記載しなければならぬ。

第八条第一項中「(県立高等学校管理規則第四十五条に規定する事務職員、県立特別支援学校管理規則第四十二条に規定する事務職員及び県立中学校管理規則第三十七条に規定する事務職員をいう。以下同じ。))」を削り、「第八条第一項」を「第八条第三項」に、「総務部情報システム課」を「総務部デジタル改革推進局情報システム課」に改める。

第十三条第一項中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改める。

第十八条第二項中「前項に規定する承認願」を「職務専念義務免除承認願」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の場合(前項に規定する場合を除く。))において、事務職員が職務に専念する義務の免除(企画管理部長が別に定める事由に係るものに限る。))の承認を庶務共通事務処理システムにより願ひ出たときは、第一項の規定による職務専念義務免除承認願の提出をしたものとみなす。

別記第1号様式中「第1号様式」を「第1号様式(第1号様式)」に改め、同様式(表)中「ちようふ欄」を「貼付欄」に、

「35mm」を「30mm」に改め、同様式(裏)

中

取扱者印	住所

を

	住所

に改める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に改正前の県立学校職員服務規程第三条第二項の規定により交付されている身分証明書は、改正後の県立学校職員服務規程第三条第二項の規定により交付されたものとみなす。

さわやかちば県民プラザ等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

千葉県教育委員会訓令第三号

本 庁

さわやかちば県民プラザ 図書館

附則

さわやかちば県民プラザ等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

さわやかちば県民プラザ等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程(昭和四十六年千葉県教育委員会訓令第五号)の一部を次のように改正する。
第二条第三項及び第五項、第三条第三項並びに第六条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

購読料

本号

一部

三六円

発

行

者

千葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

〇

四

三

(

二

二

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八